

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	日進市

日進市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 日進市都市産業部農政課
所在地 日進市蟹甲町池下268番地
電話番号 0561-73-2197
ファクス番号 0561-73-1821
メールアドレス nousei@city.nisshin.lg.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	日進市

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、野菜、イモ類	174a
アライグマ	野菜、果樹	39a
ハクビシン	野菜、果樹	10a
ヌートリア	水稲、野菜	1a

※被害数値は、JA、農家、猟友会等からの聞き取りによる。

(2) 被害の傾向

<p>■イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息状況 市内の山林が広がる東名高速道路以東の市北部～東部地区に位置する三本木地区、米野木地区、藤島地区、岩藤地区、北新地区が主な生息域である。生息数は不明だが、被害状況や目撃情報等より、増加傾向と推測される。 ・被害の発生時期 主な被害の現状としては、自家消費用の露地栽培の野菜であり、5月～10月頃に被害が多く発生している。また、7～9月頃にはイノシシの「ぬたうち」による水稲の倒伏被害が出ている。 ・被害の発生場所 山林との周縁部に近い農地で主に発生しているが、近年では五色園等の周辺の住宅地にも出没するようになっている。 ・被害地域の増減傾向 近年では東名高速道路以西でも目撃情報があり、生息分布域は拡大傾向を示しており、それに伴い農作物被害も増加傾向である。 <p>■アライグマ・ハクビシン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息状況 市街地を含む市内全域で生息が確認されている。生息数は不明だが、被害状況や目撃情報等より、増加傾向と推測される。 ・被害の発生時期

<p>野菜類では、年間を通じて被害が発生している。果樹類の被害は、各品目の収穫期に集中的に発生する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害の発生場所 <p>市内全域で発生している。野菜類ではイチゴ、スイカやトウモロコシ等の被害が目立つ。また、果樹類の被害も増加している。</p> 被害地域の増減傾向 <p>ほぼ横ばいである。</p> <p>■ヌートリア</p> <ul style="list-style-type: none"> 生息状況 <p>市内の河川やため池など水辺に生息しており、市内ほぼ全域で生息が確認されている。生息数は不明である。</p> 被害の発生時期 <p>野菜類では、年間を通じて被害が発生している。水稻の食害は、田植後の5月～7月頃に主に発生している。</p> 被害の発生場所 <p>市内の河川周辺の農地で発生している。河川や用・排水路の法面等に巣穴を掘るため、農作物被害だけでなく農業用施設の損壊等を生じる場合がある。</p> 被害地域の増減傾向 <p>減少傾向にある。</p>

(3) 被害の軽減目標

指標 (被害面積)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
イノシシ	174a	145a
アライグマ	39a	33a
ハクビシン	10a	8a
ヌートリア	1a	1a
計	224a	187a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>■イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> 日進市が設置する箱罠の管理を日進猟友会に委託し、捕獲している。 効果的かつ効率的な管理作業のため、老朽化した箱罠を更新しているほか、箱罠センサーを購 	<ul style="list-style-type: none"> 生息域の変化及び拡大傾向に対応して効果的かつ流動的な箱罠設置を行う必要があるが、維持管理の負担が大きい。 住宅地に近い地域での捕獲作業となるため、近隣住民への配慮が必

	入・設置している。	要となり、設置場所の確保が困難である。 ・捕獲従事者の高齢化のため、担い手の育成が急務となっている。
	■中型獣 ・日進猟友会が小型捕獲器を設置し、捕獲に取り組んでいる。 ・農業者に小型捕獲器を貸し出し、個別捕獲を行っている	・被害状況の報告から生息数の増加、生息域の拡大が懸念される。 ・空家や住宅に住み着く事例が見られることから、関係部局との連携が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	■イノシシ ・個々の農家が自衛策として、電気柵やワイヤーメッシュ柵等を設置する事例があり、市では有害獣類被害防止対策事業補助金を交付して設置費用の一部を補助している。	・農地を始めとする自己管理地の適正管理等、有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりに向けた各農家への啓発が必要である。 ・自衛策として、電気柵等の設置による侵入防止対策等の普及拡大を図る必要がある。
	■中型獣 ・個々の農家が自衛策として、電気柵やワイヤーメッシュ柵等を設置する事例があり、市では有害獣類被害防止対策事業補助金を交付して設置費用の一部を補助している。	・生息数の増加、生息域の拡大傾向がみられることから、各農家の自衛意識の啓発が必要である。 ・自衛策として、電気柵等の設置による侵入防止対策等の普及拡大を図る必要がある。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシの捕獲強化に向け、出没状況に応じた箱罠の移設や状況に応じてくくり罠の設置等の捕獲体制の整備を進める。 ・ワイヤーメッシュや金網等の大規模侵入防止柵による地域ぐるみの侵入防止柵の整備について検討を行う。 ・農業者の個別相談に応じて設置している小型捕獲器の設置を拡充し、アライグマ、ハクビシン、ヌートリアといった中型獣の捕獲体制を強化する。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>■イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日進猟友会への箱罾の管理を委託し、猟友会との連携により捕獲を実施していく。地域や被害状況に応じて、くくり罾の設置等、実効的な捕獲も実施していく。 <p>■中型獣（アライグマ・ハクビシン・ヌートリア）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者の個別相談に応じて設置している小型捕獲器の設置を拡充し、中型獣の捕獲に取り組んでいく。また、生活環境被害への対応は、引き続き市環境部局と連携を図っていく。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ アライグマ ハクビシン ヌートリア	<ul style="list-style-type: none"> ・日進猟友会による箱罾の管理及び捕獲の実施 ・狩猟免許取得支援事業補助金の交付による担い手確保の促進 ・捕獲機材（箱罾・センサー等）の新規購入・設置、出没状況に応じた箱罾の移設 ・イノシシにおいては、市内の生息数を減らすため、繁殖可能な成獣の捕獲に努める

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>■イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、出没情報や被害等に関する相談が増えていて、令和5年度以降は平均70頭以上が捕獲されている。過去の捕獲実績及び被害報告を踏まえて、捕獲計画頭数を設定する。 <p>■中型獣（アライグマ・ハクビシン・ヌートリア）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲実績は年度によりばらつきはあるが、市内全域で農作物被害、生活環境被害等が確認されている。被害状況は横ばい状態が続いていることから、前期計画と同等とする。
--

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	70	70	70
アライグマ	10	10	10
ハクビシン	10	10	10
ヌートリア	1	1	1

捕獲等の取組内容
<p>■イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて箱罠、くくり罠等を用いて捕獲を実施する。捕獲場所は、東名高速道路以東の市北部～東部地区。出没情報や被害状況等の傾向を踏まえて、箱罠の設置場所の見直しを検討する。 ・狩猟免許取得支援事業補助金の活用により、担い手の育成及び捕獲体制の強化を図る。 <p>■中型獣（アライグマ・ハクビシン・ヌートリア）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて小型捕獲器、くくり罠等を用いて捕獲を実施する。捕獲場所は、市内全域。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
日進市	愛知県事務処理特例条例に基づき鳥獣捕獲許可事務は、愛知県より権限移譲済み。

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ アライグマ ハクビシン	電気柵及びワイヤーメッシュ柵等6戸	電気柵及びワイヤーメッシュ柵等6戸	電気柵及びワイヤーメッシュ柵等6戸

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙等や地区の座談会を通じて、耕作放棄地や空き地の適正管理等、有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりの周知・啓発の実施 ・電気柵等の防護柵設置に対する有害獣類被害防止対策事業補助金の交付による農作物被

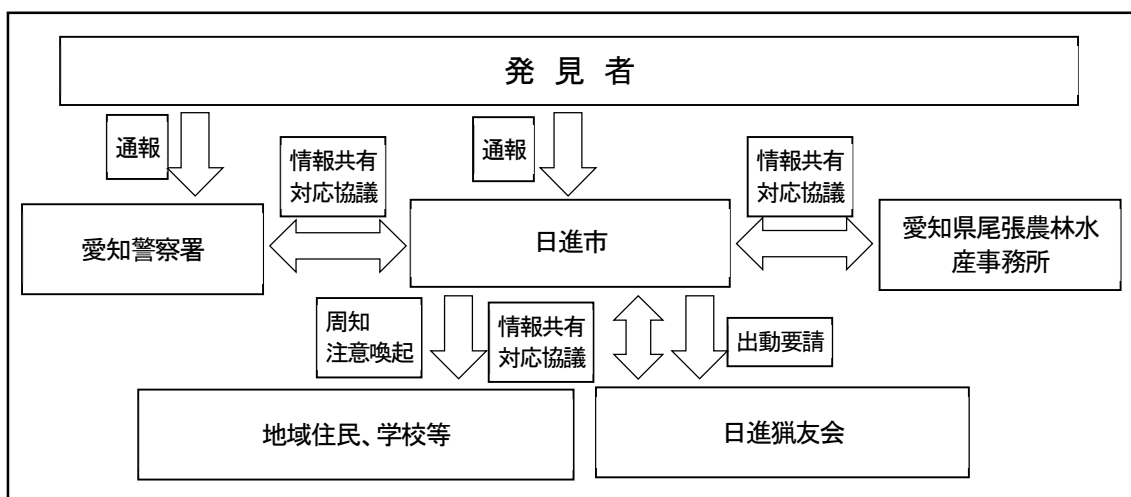
		害対策の促進
--	--	--------

5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
日進市	情報収集、現地確認、連絡調整、広報活動
日進猟友会	情報収集、現地確認、捕獲の実施
愛知県尾張農林水産事務所	情報収集、助言
愛知警察署	情報収集、捕獲時の交通整理、現場付近における住民への周知等

(2) 緊急時の連絡体制



6 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・捕獲可能な状態のわなは定期的に巡視確認を行い、野生鳥獣等が捕獲されていた場合は速やかに適切な措置を実施する。
- ・対象鳥獣はできる限り苦痛の少ない方法で、速やかに殺処分し、残渣を放置しない。
- ・捕獲個体については適切な処理施設での焼却処分を基本とし、イノシンにおいては適切な豚熱防疫対策を実施する。
- ・豚熱検査のため、血液検体を実施する。

7 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

・食肉として自家消費する場合は、衛生管理に留意する（不適切な状態の個体は廃棄、十分な加熱調理の実施等）。

8 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	日進市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
日進市	協議会の事務運営、各機関の連絡調整を行う。
日進猟友会	有害鳥獣に対する専門知識、捕獲体制に対する助言及び捕獲を行う。
あいち尾東農業協同組合	被害状況の把握及び情報提供等を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
愛知県尾張農林水産事務所	捕獲技術及び防除方法の指導・普及
愛知県尾張県民事務所	有害鳥獣捕獲及び鳥獣保護に関する情報提供、指導等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・該当なし。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・該当なし。

9 その他被害防止施策の実施に関して事項

・該当なし。